



大 監 収 第 1 4 号
令和 7 年 1 0 月 3 1 日

請求人 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行
東大和市監査委員 中 間 建 二

東大和市職員措置請求書に基づく監査について（通知）

令和 7 年 1 0 月 2 0 日に受付けいたしました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」といいます。）第 2 4 2 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。【不受理（却下）】

（理由）

法第 2 4 2 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

この住民監査請求を行う場合には、違法又は不当な公金の支出や財産の管理を怠る事実について、これらを「証する書面」を添えて請求することとされています。

本件請求において請求人は、市長公用車購入に関する随意契約が、法令に基づく正当な手続きであったか疑義があると述べています。また、一者特命による契約が市民の利益に照らして妥当であったか、さらに契約決定までの事務処理が適正かつ合理的に行われたか等について明らかにすべきと述べています。

1 市長公用車購入に関する契約の締結について

法第 2 4 2 条第 2 項は「当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定しています。

本件に係る契約締結日は令和 6 年 1 0 月 1 6 日で、本件請求のあつた令和 7 年 1 0 月 2 0 日時点において既に一年を経過していることは明らかです。

また、法第 2 4 2 条第 2 項の「正当な理由」について、最高裁判所平成 1 4 年 9 月

12日判決は「「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和62年（行ツ）第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。」と判示しています。

この判決を踏まえると、請求人は、既に令和7年8月12日に当該契約の妥当性について住民監査請求書を提出していること、その際（実際には請求人による情報公開請求により当該資料の開示のあった令和7年8月6日）に、本件に係る契約締結日が令和6年10月16日であったことを添付資料（契約書）から知り得ており、また、請求人は、令和7年8月12日に提出した請求書が要件不備により令和7年9月5日付で監査を実施しない旨の通知を受理していること、さらにその後の本件請求期間の満了日である令和7年10月16日までには相当の期間があったことから、本件請求が一年を経過したことにつき請求人が主張する正当な理由は認められません。

2 支出命令票や支出負担行為伺書の適正な処理について

請求人は、本件請求書の中で、市長公用車購入に関する契約のほかに、「支出命令票や支出負担行為伺書などの適正な処理が行われているかの監査」を求める記述をしていますが、それが違法又は不当である理由を具体的に摘示していません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。